

2018年3月6日

株式会社コンヴァノ

代表取締役社長 鈴木 明

問合せ先： 管理部 03-3770-1190（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「ステークホルダーの利益を最大化することを目指す」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
インテグラル2号投資事業有限責任組合	1,722,320	80.60%
Integral Fund II (A) L.P.	190,400	8.91%
インテグラル株式会社	122,090	5.71%
濱口 直太	102,000	4.77%

支配株主名	インテグラル2号投資事業有限責任組合（非上場）
-------	-------------------------

親会社名	—
------	---

補足説明

当社の過半数の株式を保有するインテグラル2号投資事業有限責任組合は、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」16項(4)の規定により、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づく親会社には該当しません。
 なお、当社が採用するIFRSにおいては、インテグラル株式会社が親会社となります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、関連当事者取引規程を定め、同規程に定める事項に該当する取引について新たに取引を行う場合は、少数株主の利益を阻害することが無いように、独立社外取締役も参画した取締役会にてその必要性や合理性、取引条件の妥当性などについて、審議・承認を得ることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
濱田 清仁	公認会計士・税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱田 清仁	○	よつば総合会計事務所 パートナー	同氏は、大手監査法人で多くの企業監査に携わった後、総合会計事務所を開設しパートナーとして豊富な知識と経験を有しており、また上場会社の社外取締役及び社外監査役等を歴任しております。そのような知見と経験を活かし、当社の経営全般に助言することによりコーポレート・ガバナンスに寄与することを期待し、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員としての資格を満たすと共に適任と判断し、指定いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当及び監査役は、それぞれが連携・相互補完し効率的に監査を実施するため、ミーティング等で監査計画や監査結果の共有を行っており、また、内部監査担当の内部監査実施に当たっては監査役が同行往査することで、企業経営の健全性をチェックする機能を担っております。

会計監査人との連携状況に関しては、監査役は会計監査人とのミーティングを四半期に1回開催し、会計監査の概要及び結果の報告を受けております。また、内部監査担当は会計監査人と適宜情報交換、意見交換等を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中川 信男	他の会社の出身者													
谷口 哲一	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 信男	○	—	<p>同氏は、上場会社を含む会社の取締役及び監査役を歴任したことによる優れた見識と幅広い経験を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言が得られることを期待して社外監査役として選任しております。</p> <p>なお、同氏は、社内経営陣と独立した関係にあり、また、一般株主との利益相反の恐れがないことから独立役員としての資格を満たすと共に適任と判断し、指定いたします。</p>
谷口 哲一	○	谷口法律事務所 代表	<p>同氏は、弁護士としての豊富な専門知識及び経験を有しており、その知見と経験を活かしていただくことを期待して社外監査役として選任しております。なお、同氏は、社内経営陣と独立した関係にあり、また、一般株主との利益相反の恐れがないことから独立役員としての資格を満たすと共に適任と判断し、指定いたします。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て社外役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対し、企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役及び監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は取締役会の重要事項について、議事録や稟議書等の閲覧を通じて、当社の業務執行の状況を適時に把握できる体制をとっております。 常勤の社外監査役が、取締役会以外の重要な会議に出席し、随時に任意で稟議書等の重要書類、財務経理のデータが閲覧できる環境を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実を実現するための企業統治の体制として監査役会設置会社の形態を採用し、取締役会及び監査役会により取締役の業務執行について、監視及び監督を行っていきます。また、内部監査担当と監査役の連携を強化することにより経営の監視及び監督機能の充実及び強化に努めております。

(取締役会・役員体制)

当社は取締役会において、会社の経営方針、経営計画、事業計画、重要な資産の取得及び処分、重要な人事・組織に関する意思決定を取締役4名(うち社外取締役1名)で行っております。

また、業務執行は、執行役員5名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、取締役を日常業務より分離することで、迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。

なお、取締役会は毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(監査役、監査役会)

当社の監査役会は、常勤監査役1名(社外監査役)と非常勤監査役2名(うち社外監査役1名)で構成し、取締役の法令・定款の遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行ってまいります。また、内部監査担当及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めてまいります。

なお、監査役会は1ヶ月に1回以上開催しております。

(経営会議)

経営会議は、取締役及び経営幹部で構成しており、原則毎月1回開催し、直近の状況・課題を共有、それに対する施策の協議を行っております。

(内部監査担当)

当社は、管理部の担当が内部監査担当を兼務しており、業務監査を中心とした内部監査を実施し、管理部を対象とした内部監査は人事・総務・トレーニング部の担当が実施する体制を整備しております。内部監査担当は、各部署に助言や勧告を行うと共に改善報告を求め、集約して内部監査報告を行っております。

また、内部監査、監査役による監査、会計監査人による監査の実施にあたっては、相互に連携を図り、情報の共有化により各監査の効率性向上させる体制を整備しております。具体的には、毎月の内部監査に常勤監査役が同行往査を行い、少なくとも3ヶ月に1度は、会計処理、業務監査等を含む業務管理体制全般について、内部監査担当、監査役及び会計監査人による会議体を設けた上で情報共有を図ります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を含む取締役会及び社外監査役を含む監査役会を設置しております。

社外取締役及び社外監査役は共に、取締役会等の重要な会議への出席や発言、議事録及び稟議書等の閲覧による重要な経営情報の把握を通じて、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たしております。

また、業務効率と牽制機能の強化の観点から、執行役員制によるガバナンス強化を図っており、社外取締役を含む取締役会が、取締役及び執行役員の業務執行の状況の管理・監督や、当面する重大なリスクの対応策、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行っております。

会社から独立した立場の社外取締役及び社外監査役の客観的・中立的な視点を当社の合理的な経営判断及び経営の透明性、健全性の確保に活かすと共に、経営の監視・監督を行うことにより、ガバナンスの実効性の確保が図られると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日より早く発送できるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、多くの株主様にご出席頂けるよう、集中日を避けて設定するよう留意いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRサイトを設け、公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、当社概要、成長戦略について定期的な説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的な説明会の開催を検討しております。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設け、決算短信や適時開示資料等を掲載してまいります。	

IR に関する部署(担当者)の設置	社長室が IR 業務を担当しております。
-------------------	----------------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス規程においてコンプライアンス体制を定め、役職員に法令遵守はもとより、社会的な責任を果たしていくことを周知徹底させ、会社の持続的発展を図ってまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	内部情報管理規程に基づき、公正かつ適時適切な開示方針を定めております。ポジティブまたはネガティブであるにかかわらず、正確な情報提供を行ってまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は業務の適正性を確保するための体制として、2015年11月17日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。</p> <p>a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a) 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる。</p> <p>(b) リスク管理体制並びにコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」において、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に適宜報告する。</p> <p>(c) 「コンプライアンス委員会」はコンプライアンス体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努める。</p> <p>(d) 内部監査を通じて、コンプライアンスの状況を確認する。</p> <p>b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>(a) 「文書管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。</p> <p>(b) 個人情報を含む情報資産を適切に保護するための対策を実施し、情報資産の管理を徹底する。</p> <p>(c) ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示に努めるとともに、経営の健全性と透明性を確保する。</p>
--

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 「コンプライアンス委員会」はリスク管理全体を統括する組織として、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制の構築、整備を行う。
 - (b) 不測の事態が発生した場合には速やかに「コンプライアンス委員会」を召集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じる。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行う。
 - (b) 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度ごとの利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行する。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役(会)が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
 - (b) 監査役(会)の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役(会)の意見を尊重した上で行うものとし、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役(会)が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役(会)に報告する。
 - (b) 監査役は、定例重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができる。
- g 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は、弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払う。
- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を読覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
 - (b) 監査役(会)は、会計監査人、内部監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、

互いに連携して会社の内部統制状況を監視する。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

j 反社会的勢力への対応

(a) 関係規程、マニュアル等を整備し、管理部を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。

(b) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士など、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

k 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

(a) 当社は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営成績その他の重要な事項について、当社へ定期的に報告を求める。

(b) 当社の取締役会は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営に関わる重要な事項を審議及び意思決定する。

(c) 当社子会社の取締役は、当社子会社の社内規程に基づき、所管する業務を執行する。

(d) 当社は、企業理念及び企業行動指針に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。

(e) 原則として毎年2回、内部監査人が当社子会社に対して業務監査を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当要求には一切応じず、組織全体として毅然とした対応をとることを「反社会的勢力対策規程」に明記し、具体的な対応については「反社会勢力対応マニュアル」に定めた手続により対応します。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

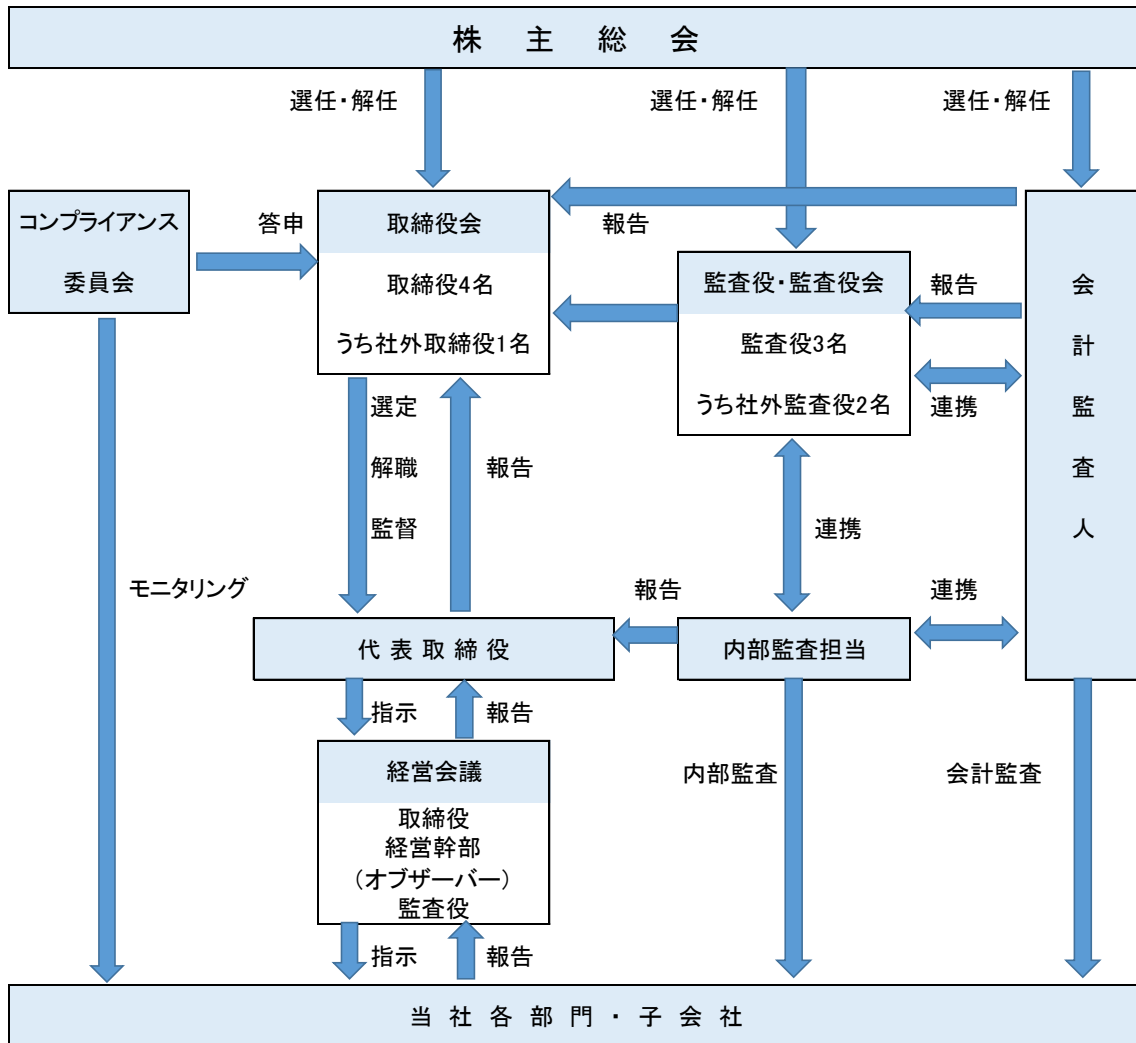
なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

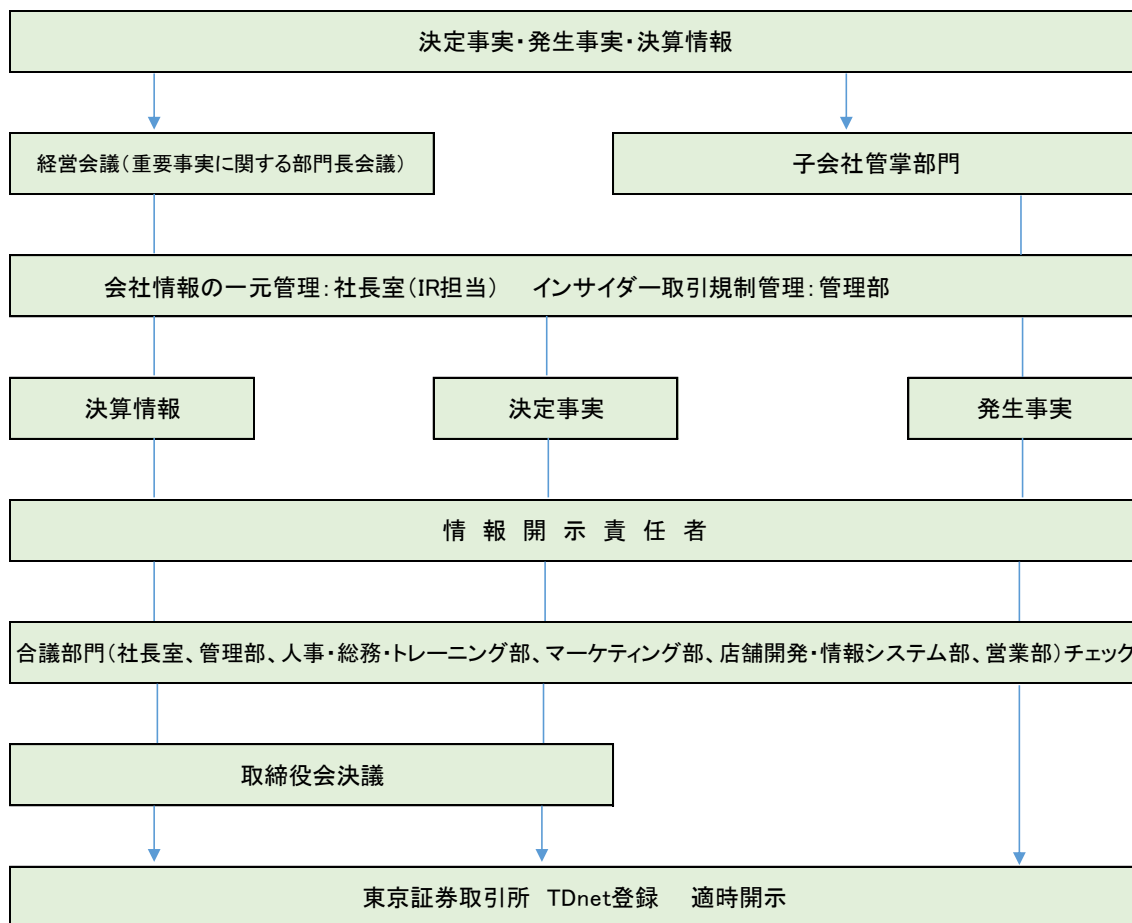
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。

【模式図(参考資料)】

当社の経営組織及びコーポレートガバナンス体制の模式図



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上